平成２６年（フ）第１０７５９号
埼玉県本庄市下野堂１丁目21―10　ＳフィールドⅠ―107
債務者　黒田　純平
1　決定年月日時　平成26年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月20日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１０７６０号
東京都日野市旭が丘１丁目11―９　日野自動車豊田第１寮
債務者　古川　一樹
1　決定年月日時　平成26年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月20日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１０７６１号
埼玉県入間市大字下藤沢729―２―206
債務者　小松原喜則
1　決定年月日時　平成26年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月20日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１０７６２号
東京都足立区千住３丁目26―５―102
債務者　関山　玲子（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成26年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月20日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１０７６３号
東京都江東区東雲１―９―９　東雲住宅2103、住民票上の住所福島県いわき市平字城東３丁目２―４　セレーノ城東Ⅰ―202
債務者　菅野　義昭
1　決定年月日時　平成26年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月20日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１０７６４号
神奈川県横浜市港北区日吉本町４丁目24―27―101
債務者　上畑　敦子
1　決定年月日時　平成26年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月20日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１０７６５号
千葉県習志野市秋津２丁目５―１―103
債務者　山田　和秋
1　決定年月日時　平成26年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月20日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１０７６６号
千葉県習志野市秋津２丁目５―１―103
債務者　山田　愛子（旧姓田口）
1　決定年月日時　平成26年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月20日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１０７８４号
東京都三鷹市上連雀４―14―１、住民票上の住所東京都練馬区下石神井２丁目12―12―101
債務者　野村　耕造
1　決定年月日時　平成26年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月20日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１０８０５号
東京都荒川区東日暮里４丁目35―４―502
債務者　大内久美子
1　決定年月日時　平成26年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月20日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１０８０９号
東京都葛飾区東立石４丁目29―13―301
債務者　前里　政惠
1　決定年月日時　平成26年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月20日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１０８１７号
東京都荒川区東日暮里３丁目28―１―201
債務者　禹　　和美
1　決定年月日時　平成26年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月20日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１０８６９号
東京都葛飾区立石５丁目10―３―１Ｆ―101
債務者　山口　和也
1　決定年月日時　平成26年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月20日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１０８９７号
東京都江東区北砂５丁目20―３―911
債務者　佐藤　和子
1　決定年月日時　平成26年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月20日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１０９１４号
東京都八王子市横川町765―20―101
債務者　植野　昌宏
1　決定年月日時　平成26年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月20日午前10時
東京地方裁判所民事第20部